

# 令和 6 年 12 月 2 日以降の

## 健康保険証の取り扱いについて

東大阪市保健所 母子保健課

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和 6 年 12 月 2 日から現行の健康保険証に替えて、健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を基本とする仕組みになります。

現在、自立支援医療費(育成医療)支給制度、未熟児養育医療給付制度、小児慢性特定疾病医療費助成制度等の申請時に、健康保険証をお持ちいただいておりますが、令和 6 年 12 月 2 日以降は健康保険証の取り扱いを以下の通りに変更します。

令和 6 年 12 月 2 日から

**申請時は、①～⑤のいずれかを窓口にお持ちください。**

①～②はマイナンバーが適切に登録されている場合のみ有効です。

1

マイナ保険証＋マイナポータルの資格情報画面(スマートフォン)

2

マイナポータルの資格情報画面を紙で出力したもの

3

資格情報のお知らせ

※ 詳細は、加入されている健康保険の保険者へお問い合わせください。

4

資格確認書

※ 詳細は、加入されている健康保険の保険者へお問い合わせください。

5

現行の健康保険証

※ 大阪府内の国民健康保険は令和7年10月31日まで有効、

有効期限の記載のない協会けんぽ、共済組合等は令和7年12月1日まで有効です。

マイナ保険証のみでも受付はできますが、医療保険情報が紐付けられておらず、情報連携ができない場合は、③または④を提出していただく必要があります。(ただし、未熟児養育医療給付制度はマイナ保険証のみでは受付できません。)